

野間宗蔵の「怪談記」について

福 代 宏*

On "Kaidanki" Collected by Noma Syuzou

Hiroshi Fukushiro*

はじめに

近年の民俗学研究において、「異界」への関心が高まっている。2001年には国立歴史民俗博物館で「異界万華鏡」展が開催され、当館でも2002年に同展の巡回展を開催した。民俗社会における「異界観」を知る上で、幽霊や妖怪に関わる「怪談」は重要な研究材料である。本稿では当館が所蔵する江戸時代の鳥取で著された野間宗蔵「怪談記」を紹介し、日本人の異界観を考えるための一助として提供したいと思う。

1 因伯における怪談集

江戸時代の因幡・伯耆では、地誌類や巷間に伝承される逸話等を集めた書物がいくつか作られている。その中には、さまざまな怪談を収録するもの、あるいは怪談のみを集めたものがある。管見のところ、因幡・伯耆に関して、ある程度まとまって怪談が収録されるものとして、表1に示した5件がある。

この内4件は、江戸時代中期の享保～宝暦期の成立である。これらの著者たちには、佐藤長通の『因伯地理志』、佐藤長健の『因府錄』、上野忠親の『勝見名跡誌』など、地誌類の著作もあり、地誌編集の一環として、怪談が集められたと思われる。いわば怪談集は地誌編集の副産物といえよう。しかし、多くの怪談が集められ、編集されたことは、当時の鳥取藩の知識人に、そしておそらく庶民にまで怪異現象に関する関心が高まっていたことを想像させる。

本稿で紹介する野間宗蔵「怪談記」以外の怪談集について略述しておく。

表1 江戸時代に鳥取県で編纂された怪談集

怪談集名	成立時期	著者	所蔵者
因府夜話	1740～1750頃か	佐藤長通(1687～1745) 佐藤長健(? - 1769)	鳥取県立図書館(上中下) 3冊
雪窓夜話	1750～1755頃か	上野忠親(1683～1755)	鳥取県立図書館 1冊
因幡怪談集	宝暦年間(1751～1763)か	鳥取藩士か	鳥取県立図書館 1冊
米府鬼話	嘉永4年(1851)	山内東園(1828～1853)	米子市立山陰歴史館 1冊
怪談記(稿本『因州記』)	享保9年(1724)初稿	野間宗蔵(1692～1732)	鳥取県立博物館 1冊(4冊中)
〔鳥取県の地名〕(1992)文献解題の項及び『郷土文献解題』(木下英明, 1964)などから作成			

*鳥取県立博物館(〒680-0011 鳥取市東町2-124)

Tottori Prefectural Museum, 2-124 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-0011 Japan

『因府夜話』

因幡地方で語られていた逸話・怪談・珍事など166話を収める。このうち、怪談・狐の話などが43話を含まれている。著者は鳥取藩士佐藤長通・長健父子。長通の父金兵衛は、はじめ小倉藩小笠原家に仕え、後浪人して鳥取に移り、元禄元年(1688)に礼法家として鳥取藩に召し出された。長通(権左衛門)はその養子で、宝永5年(1708)に家督を相続、成長後、3代藩主吉泰の礼法故実指南を命じられ200石を給された。その後若殿様(4代宗泰)附き御目付等を務めている。長健(権左衛門)はその実子。家督相続以前から宗泰婚礼御用などを務め、父の死後、300石を給された。⁽¹⁾

『因府夜話』の鳥取県立図書館本の上巻に、「右二拾九条先考景峰翁(佐藤長通)所纂也」の記載があり、その後は題名もなく物語が収録される記述スタイルから、本書は長通が記述していたものを長健が書き継いで成立したと考えられる。

『雪窓夜話』

『因府夜話』同様、鳥取で語られた逸話等を編集したもので、その中に怪談が数多く含まれる。著者の上野忠親は、池田光伸の愛妾厚恩院の養子として600石を給せられた鳥取藩士で、多くの著述を残している。⁽²⁾『因府夜話』と同じ話が全224話のうち103話あり、著者の上野忠親と佐藤長通・長健の間に親交があり、すでに書かれていた『因府夜話』を参照して作られたことが想像できる。『因伯叢書』第三冊には「雪窓夜話抄」として158話が収録されている。

『因幡怪談集』

怪談ばかりを集めて編纂したもの。すでに、米子工業高等専門学校教授坂田友宏・永井猛による同書の翻刻及び解題(「因幡怪談集」,『米子工業高等専門学校研究報告第20号』所収, 1984)がある。坂田・永井氏によれば、収録話に登場する藩主や年号から、宝暦年間に鳥取藩士によって編纂されたと考えられ、内容に「因府夜話」・「雪窓夜話」の類話がほとんどないことから、両書披見後に両書との重複を避けて編纂されたと推測される。目次には50話を挙げるが、本文のあるものは38話で、残り12話は「追って知れる者あれば可書入」として、題名のみ挙げたものである。

『米府鬼話』

幕末期に編纂された怪談集。米子町周辺を舞台とした27話の怪談が収められる。著者の山内東園は、米子組士の隊長で500石を給せられた山内貞の実子である。東園は若くして亡くなっているが、『米府鬼話』の他に多くの漢詩文に関する著述を著している。『山陰歴史館研究紀要 第2集』(1994)に読み下し・大意が報告されている。

なお、荻原直正『因伯傳説集』(1951)は、『因伯夜話』の28話、『雪窓夜話』の15話、『因幡怪談集』の26話、計69話の怪談を紹介している。

また、鷺見貞雄編、鳥取民話研究会発行『因伯の怪談』(1979)は、『因府夜話』の14話、『雪窓夜話』の6話、『因幡怪談集』の17話、計37話の怪談を紹介している。

2 野間宗蔵の「怪談記」

(1) 野間宗蔵について

著者の野間宗蔵は、姫路時代の池田輝政に召し抱えられた鳥取藩の中級藩士・野間家の5代に当たり、初名亀太郎、後に内蔵之助、右近、八左衛門と称した。生年は、没年から逆算して元禄5年(1692)と考えられる。元禄15年(1702)11月、父造酒之助の死去により家督を相続(500石)した。宝永2年(1705)5月には、相続の御礼として父の遺物である「唐金之花入」「(狩野)常信筆三幅対之掛物」を藩に献上しており、宗蔵が優れた調度や書画を持つ文化的な環境の家に育ったことが推測できる。享保元(1716)年8月、將軍宣下御祝儀が済んだことに対する鳥取藩から幕府への使者を務め、享保5(1720)年には江戸御番頭として江戸に滞在した。享保16(1731)年には岡山藩への使者を務めている。享保17年(1732)7月14日に41才で死去、家督は実子権之丞が継いだ。なお、野間家はその後も鳥取藩士として存続し、10代左橋の時に廃藩を迎えた。⁽³⁾

宗蔵は、幕府や他藩への使者などを務めているが、その他の役職に就いたことは窺えない。従つて、地誌編纂を行う経済的・時間的余裕は十分にあったと思われる。江戸後期の鳥取藩士で歴史家の岡島正義(1784-1859)によれば、

頗ル好古ノ人ナリ。惜ヒ哉、天若シ此人ニ寿ヲ仮ナバ、御家ノ旧説多ク伝ハル可キニ、不幸ニシテ未知命ニモ不及シテ享保十七壬子年ニ没ス。…予ハ先輩ノ内ニモ、甚コノ宗蔵ヲ追慕セリ。
(『因府年表』元禄十五年十一月十四日条)

存日ノ時、筆耕夥シ。年命長カラズシテ、遂ニ其業ヲ不果事、甚以可惜。

(同書、享保十七年七月十七日条)⁽⁴⁾

と記し、野間の著述活動を高く評価し、その短命を惜しんでいる。

(2)『因州記』について

「怪談記」は、「因州記」という題された書物の一部である。「因州記」は、当館所蔵岡島家資料に含まれる資料で、袋綴じの冊子4冊からなる。第1・2冊は因幡国内の絵入り地誌「道路之卷上下」、第3冊は「因府上京海道記」・「因府ヨリ備前岡山海道記」・「系図下目録」・「怪談記」など、第4冊は年中行事・歳時記類の記述、「因幡諺集」・「狂歌集」が収められる。第1冊巻頭の凡例に「享保九年九月 宗蔵」とあり、原形は野間宗蔵によって享保9年(1724)に編纂されたと考えられる。ただし、享保9年以降に起きた事件等の記録が含まれること、岳良・義厚など野間家の子孫によって追筆された旨の記載があり、「因州記」は本来野間家の家蔵として作られたものと考えられる。

岡島正義は、自著『鳥府志』の中で「引用之書並図説」の項を設けて、参考にした文献、絵図の解説を行っているが、その中に「遺藁」と記した資料があり、この「遺藁」が野間家に秘蔵されていた諸種の稿本を指している。⁽⁵⁾ 岡島家資料中の『因州記』は、「遺藁」の中から岡島が関心のあ

る部分を筆写し、「因州記」と題したものと考えられる。すなわち、「因州記」は当初から現在のような形で成立したものではなく、岡島が「遺藁」から編集したものとみられる。したがって、その記載は、公開を前提にして書かれたものでなく、家蔵することを目的として作成されたものである。岡島は「遺藁」を「聊モ虚飾ナキ実録ナリ」と評しており、資料的信憑性は高いといえる。

(3)「怪談記」について

「怪談記」は、まず「怪談不可用」と記した序文に始まる。そこでは「『怪力乱神を語らず』との聖語あれば假にも怪異を輯記すべからず。」と論語を引用して、怪談収集を否認する。

表2 「怪談記」収録話一覧

「怪談記」	登場する怪異	解釈
1 中井五郎兵衛、幽靈ニ逢事	幽靈(死靈)	
2 林小官、化生ヲ見ル事	動物(狐)	
3 茶屋トウホン、犬ニナル事 <small>大ニ度タル事は元禄平野ノ茶山也</small>	動物(に転生)	野狐のしわざに究めたり 人々の悪説なり(中傷)
4 青木カ屋敷、ウナトル云事	怪音(うなり声)	(中傷)、おどけ者の仕業
5 青木カ娘、鬼ニ成事	鬼(祟り)	下人の云ふらしめたる説(中傷)
6 森家化物之沙汰	幽靈(死靈)	虚説なり…何ぞ其靈の祟るべき事あらんや
7 渡瀬家靈之事	屋敷神(威の靈)	
8 野一色頼母下女生靈事	幽靈(生靈)	
9 佐藤何某、ヨコラ牽事	化け物(①山女②犬の皮をはぐ)	①産後乱心せり女②熊のなす事なり
10 河合弥三兵衛、猫マタヲ切事	化け物(猫また)	
11 死人ノモノ言事	蘇生(死者が話す)	
12 皿ヲ數ユル化物之事	幽靈(皿を数える死靈)	
13 新藏ノ狐、人ヲ呼事	動物(狐)	
14 狐化ル事	動物(狐の仕返し)	
15 犯生之報ノ事	動物(殺生の因果)	
16 異産ノ事	異常出産	
17 野狐ノ衣服ノ事	動物(化け狐)	
18 小河理兵衛、クサメノ化物ニ逢事	怪音(くしゃみの化け物)	
19 正木大膳、化生ヲ切事	動物(古狸)	
20 細川有之助先祖大蛇事	動物(蛇の子)	
21 赤豆銭之化物事	化け物(小豆とぎ)	塵に水のかかりたる音、狐が田螺を食う音
22 立見崎化物之事	化け物(人の頭を撫でる化け物)	薄の穂の露に伏して往来の人の頭にあたる
23 祓ノ降ト云事	祓が降る	当国の山伏のしわざと聞きたり
24 大窪番右衛宅ヘツヅテヲ打事	つぶて	
25 津田将監家ノ怪異之事	死の前兆	
26 太田信濃家内室死去之時、色々怪有事	蘇生(死者)	(腫氣の症状・胸虫・猫に推定)
27 狐火ノ事	動物(狐火)	
28 河毛十右衛門下女、狐ノ子ヲ産事	動物(狐との異類婚)	
29 狐之人ニ付ト云事	動物(狐憑き)	
30 鈴木佐治右衛門、怪異ニ逢事	化け物(犬を襲う山の化け物)	
31 厚恩院、牛鬼ヲ見事	化け物(牛鬼)	
32 安威久太夫、異人捕事 <small>久太夫ハ脚註平野カ源相也</small>	化け物(山女)	産後乱心して山に入る女
33 飯塚三郎兵衛、幽靈ニ逢事	幽靈(死者)	
34 国都ト云座頭、山ノ神ニ逢事	動物(狼と狐)	
35 西野牛之進カ甥、天狗ニ成事	神隠し(天狗)	
36 神戸継殿家怪異之事	①庭石が打合う②枕返し	
37 西村氏、山テ、ト云者ヲ見ル事	化け物(山てて)	
38 八上郡狐ヲヒネル百姓事	動物(狐憑き)	
39 人死テ物ニ狂事	蘇生(死者)	
40 法美郡鮭大明神之事	動物(鮭の祟り)	
41 三品七郎左衛門家ノ怪ノ事	怪音(社の祟り)	
42 女之心蛇ニ成事	動物(蛇に化身)	
43 燕、雛子ヲ殺事	動物(燕の怪)	
44 異種ヲ産スル事	異常出産	
45 中坂慶増坊ト云狐、惡狐之罪ヲ正事	動物(狐・慶増坊の制裁)	
46 山伏、狼之人ニ成タルヲ見事	動物(つき狼)	
47 荒尾但馬家臣鎌瀬善左衛門、狐ノ怪ニ逢事	動物(狐の仕返し)	
48 野狐之怨ヲ成事	動物(狐の仕返し)	
49 道之行レサル怪異之事	化け物(道をふさぐ山の化け物)	
50 蟻山村ニテ佐治カ家鳴動スル事	動物(狐)	(狐の仕業)
51 田淵傳兵衛、野狐ノ附フ取出ス事	動物(狐憑き)	
52 矢野兵庫、ヨコラ牽テ怪異ニ逢事	化け物(迷わす・犬を襲う化け物)	
53 池田大蔵裏門豆腐之有事	溝の豆腐	
54 百物語之事	生首が放り込まれる	
55 青木安兵衛、魔法ノ僧ニ逢、不思議ヲ見ル事	異国ノ僧の魔法	

しかし続けて「現に見聞人に尋ねて正しき事はここに記して後の考とす。」と「怪談記」が現実にあったことを記録したものであると断る。そこには、興味本位に怪談を取り扱ったり、面白おかしく記する態度を戒めた上で、「怪語は能々心を付けて見るべし。」と合理的な解釈を行うとする野間の姿勢が表明されている。

本文は55話からなり(表2)、一話ごとに題名を付して、野間が見聞した「怪談」を記す。文中には、「私云…」「某曰…」「後ニ尋ニ…」という形で怪異に対する合理的な解釈を書き加えているところがいくつかあり、序文に記した姿勢がそこに窺える。

なお、「怪談記」には、『因府夜話』(佐藤長通編纂分)との類話が21ある(表3)。本文第十段に「秀正佐藤氏又語説ナリ」、第十七段中に「佐藤長通説」と註書きがあることから、野間と佐藤長道は親密な関係にあったことが推測される。ただ、公開を考えなかった野間は、特に『因府夜話』との重複を避ける必要もなかったものと思われる。野間は佐藤長通・上野忠親と同時代の人物であり、彼らは鳥取藩士の中で知識人グループを形成していたであろうことが推測できる。野間の「怪談記」を、佐藤・上野が目を通したかは分からぬが、成立時期から考えると、野間の「怪談記」の執筆が他に先行する。従って、「怪談記」は因幡で最も古い怪談集といえよう。

表3 「怪談記」収録話と『因府夜話』(巻之一)との類話

「怪談記」	「因府夜話」(巻之一)収録の類話
2 林小官、化生ヲ見ル事	林小官化物を見る事
3 茶屋トウホン、犬ニナル事 <small>犬ニ成タル沙汰元様年中ノ事也</small>	茶屋道本犬に成事
8 野一色頼母下女生靈事	野一色勘兵衛生靈を見る事
10 河合弥三兵衛、猫マタヲ切事	河合弥惣兵衛猫またを殺す事
18 小河理兵衛、クサメノ化物ニ逢事	小川理兵衛化物の声を聞く事
32 安威久太夫、異人捕事 <small>大次小西詔平馬ヶ遠祖也</small>	安威久太夫捕鬼女事
33 飯塚三郎兵衛、幽靈ニ逢事	飯塚三郎兵衛事
34 国都ト云座頭、山ノ神ニ逢事	国頭と云座頭山の神に逢事
35 西野午之進カ甥、天狗ニ成事	西野午之進甥天狗に成事
36 神戸縫殿家怪異之事	神戸縫殿様馬場屋敷怪異の事
37 西村氏、山テ、ト云者ヲ見ル事	西村何某山てて云物を見る事
38 八上郡狐ヲヒネル百姓事	八上郡狐ひねる百姓の事
39 人死テ物ニ狂事	人死て物狂に成事
40 法美郡鮭大明神之事	法美郡百谷村鮭宮の事
41 三品七郎左衛門家之怪ノ事	三品七郎左衛門家怪異の事
42 女之心蛇ニ成事	女心蛇に成事
43 燕、繼子ヲ殺事	燕繼母まま子を殺す事
44 異種ヲ産スル事	熊の種産女之事
45 中坂慶蔵坊ト云狐、悪狐之罪ヲ正事	中坂慶蔵坊狐の罪を糺す事
46 山伏、狼之人ニ成タルヲ見事	山伏但州へ往狼の人に成を見る事
47 荒尾但馬家臣篠瀬普左衛門、狐ノ怪ニ逢事	荒尾但馬家来篠瀬普左衛門狐怪に逢事

3 「怪談記」翻刻文

凡例) 翻刻に当たっては、原本をできるだけ忠実に活字化したが、便宜上下記のようにした箇所がある。

1. 略字・異体字・変体仮名を書き改めた。
例) 夏→事 ゾ→也 ノ→シテ パ→トモ
2. 横書きの体裁上、反復記号は／＼とした。
3. 送り仮名を行下に配置した。返り点と重なる場合は、送り仮名を行上に、返り点(ゴシック体)を行下に配置した。

怪談不可用

怪力乱神ヲ不語トノ聖語アレハ、假ニモ怪異ヲ輯記スヘカラス、然レトモ現ニ見聞人ニ尋テ正キ事

ハコヽニ記テ後ノ考トス、怪ヲ見テ怪マサレハ可怪者ナシト云リ、各條下ニ愚意ヲ加フ。

私云、タトヘハ海上嶋モ無處ニテ大風到ルトモ、音モナクテ空ク數千里ニ到ラン、船波上ニ有刻ハ其船ニタヨリテ風ノ音モ可有、又山中ニ入テ見ントキ、其人ハ陽也、深山陰地ニ夜陰ニ到ハ、其入人ノ陽ニタヨリテ陰類顕ル、事モ有ナン、人到スンハ怪斗ハ顕ベカラス、人ハ怪ヲ見ハ恐レ怪アラハ見レ人、テ可恐、是常理ナランカ、古書ノ中ニモ剪燈新話驅神記ナトノ類ノ書ハ、皆文ヲ作テ己カ廣學ヲ世上ニ知シメンカ爲ノ作物語也、和國ノ書此類甚多シ、又無怪ト云不レ可、常ニ見聞せヌ事ハ皆怪トモ云ベシ、異ト見ル斗ニテ恐ヘキ事ニハ非ス、是モ天地ノ中ノ一理也ト見テ可ナルベシ、又怪異ヲ記スニツノ過有、諸ノ作物語ノ中ニモ義理ニ叶タル事ヲ文駢面白書記タルヲ見レハ、自心移テ作物語也ト知レドモ、感涙ヲモ催者也、怪ヲ記ル書是ニ近シテ小子婦女ノ惑トモ成シ、故ニ怪語ハ能々心ヲ付テ見ルヘシ、必怪談不可用、捨テ見ルベシ。

怪談記不可用

(第一段) 中井五郎兵衛、幽靈ニ逢事

中井五郎兵衛 案 江戸エノ御使者相勤トテ、相易箱根ノ辺ニテ其日ハ甚雨天ニテ駕籠モ雨具ニテマワシテ行タリシニ、向ヨリ草履取ノ小者ト見テ、嶋ノ着物ニ紺ノ股引シテアワタ、シク來リ、中井五郎兵衛様ニテ候ヤト尋、此方下人答テ、成程其通トナタ様ヨリ御尋候ヤト尋ネケレハ、佐分利新右衛門ニテ候ト云捨テ行、モトヨリ中井ハ佐分利ト親シク語ケレハ、駕籠ヲ留テ待合スル所ニ、トクサ色ノ甲頭巾ヲ被テ乗カケ馬ニテ早打ニ通來ル者アリ、定テ新右衛門ナラント待所ニ、間近ク來リ、五郎兵殿カト云テ見上レハ、先方乗チカヘテ行過ヌ、佐分利新右衛門ハ一兩年前ニ死タリ、中井ハ是ヲ知ス、此物語ヲ何心ナク語ケルニ、佐分利カ死去ノ事ヲ知タル者語傳テ、中井ハ幽靈ニ逢タルト取サタ有シ、其後 興禪君ノ御耳ニ達シ、野村源五右衛門ヲ以何トナク御尋アリシ故、此事ヲ野村マテ咄シケルト也、後ニ尋レハ、鍋嶋信濃守殿 鍋嶋守家 賴佐分利新右衛門ト云者ニテ有シカトヤ、中井下人ノ云ハ毛利孫左衛門ニ能シタル人ナリシト、又佐分利下人廿三日ニ江戸ヲ出シト初ニ云捨テ行シト也。

(第二段) 林小官、化生ヲ見ル事

林小官ト云ル眼科ノ醫、親キ人ニ大切ナル病人有テ行テ止宿ス、田中道察ト云ル醫モ同シク小官トツ屏風ノ中ニ休息ス、夜半ノ比彼屏風ノ上ヨリ山伏ノ頭ヲ出シテ、小官々此病人モハヤナラヌソト云テ頭ヲ引入タリ、小官起出テ火ヲ燈シ、其近辺ヲ尋タルニ、野狐ノ足跡有シトナリ、此事小官ハ深秘シテ語ラス、今一人ノ醫ニ是ヲ語リテ云傳。

私云、野狐ノ足アト有ト云ハ野狐ノシワサニ究タリ、論スルニ不及。

一説ニ山伏ヨクナイソヘト云シト

(第三段) 茶屋トウホン、犬ニナル事 犬ニ成タル沙汰、元禄年中ノ事也

鑄物師町茶屋ニトウホント云ヘル者アリ、彼金銀ヲ多ク積ナカラ、慈悲ノ心モ無リシ、死後濱坂村ニ葬 鰐谷、此傍ニ黒犬居レリ、其比語傳ヘテ犬ニ成タルト云、又一説ニドホンヘト鳴ト云フ ニテ、道本ノ文

字ノ如レト。

私云、茶屋常二人ニ施ノ心ナク、又常ニ糞ノ事ニ付下人ヲ叱リタル事トモ多カリシ、死後濱坂ノ墓ノ際ニ犬ノ有シヲ人々ノ惡説也、犬ト云ハ野犬ナト之備物ヲ取喰テ、茶ヤカ一家ノ者ニモシタシクナレタル故ナルベシ、又二舛ツカイシ沙汰アリテ取沙汰也。

(第四段) 青木カ屋敷、ウナルト云事

鳥府宮内ニテ青木平八カ屋敷ノ裏ノ地中ウナルト云テ、其比夜入ハ此屋敷ノ辺ヨリ惣門キワマテ人群聚ス。

私云、右青木先祖綱即ト云シ人、下人ヲ召仕フ事荒カリシヨリ自カラ少ノ事モ取沙汰多シ、此ウナルト云事ハ、^説宮内ニ住居ノ人夜會ノ所深更ニ及テ、青木カ屋ノ内二人ノウメク音シタリ、之ニ依テ右ノ宮内住居人、近所ノ事ナレハ若ハ手負杯ニテモ有ンカト、青木ガ門ニテ心ヲ付テ通りタリ、追付ニ此音モヤミタリ、其後終ニウナル事モナシ、然ニ世上取沙汰廣ク成タルハ、右ノ下人召仕惡キト云事ヨリ、綱即ニ手討ニアイタリシ人ノ亡魂也ナト、取沙汰也夜ニ入人群集ノ中ニテヲドケタル者杯ウナリテ其ウナルハト云ハ、集タル人其レト云ヨリ逃チリテ、何某モ聞タリ、某モ慥ニ聞タルトノ沙汰也、右ノ宮内住居ノ人ニ直ニ尋問ニ、終ニ其後ウナル事モ無ト也。

(第五段) 青木カ娘、鬼成事

青木綱即娘死後、額ニ角少生タルト取沙汰也。

私云、是モ綱即カ人ノ召仕荒キヨリ、下人ノ云フラシメタル説也、却テ綱即死後ニ何ノ沙汰モナシ、娘斗ニ祟シハ如何。

(第六段) 森家化物之沙汰

森佐左衛門座敷ノ雪陰ニ、女性ノ化物有、河合弥三兵衛見タルト慥ニ取沙汰有リ。

私云、河合氏ハ元來予父君ノ知音ノ友ニテ、予ニ到テ常ニ語ル、此沙汰ヲ尋タルニ、終ニ左様ノ事無ト云リ、此外河合珍説モ多語テ、予覺タル事ハ此中ニモ多記ス、此説モ實ナレハ予ニ蜜ヘキ様ナシ、河合カ見タルト云ハ虚説也、又森カ家ノ化物ノ説ハ、森カ先祖家僕下女ト蜜通ノ事顯テ兩人ヲ斬罪ス、此森後追ニ妻女兩人ニ後レタリ、次ノ佐左衛門子淺右衛門、妻ヲ求テ間モナク妻死セリ、加様ノ事ヲ取合テ、色々ノ説共ヲ云ノミ、下人不義有テ是ヲ家法ニ行シニ、何ソ其靈ノ祟ルヘキ事有ンヤ。

(第七段) 渡瀬家靈之事

渡瀬造酒家ニ靈有テ、藏ノ中ニ小社ヲツクリテ、コレヲ祭ル。

(第八段) 野一色頼母下女生靈事

河合秀正若カリシ時、野一色頼母湯所上町下御出ヤ前
下岡ノ庄敷ニ居カ召仕シ下女、毎晩日ノ入ノ比ヨリ乱心ノ如ク有シニ、靈付タル様成事ニ云沙汰セリ頼母母ハ佛者成シカ、是ヲ見テ初ヨリ
生靈ナリシト云レシトナリ。珍シキ事トテ、河合其外ニ三人野一色カ宅ニ到ル、其刻限ニ到ルト彼女口ヲタ、キテ空言ノ様ニ云、何レモ云様何者ノ附タルソ、ハヤ退ト云ヘハ、彼女云、我恨有何ニ退キヤト、甚無禮成體ナレハ、頼母云、歴々ノ人尋玉フニサ様成體ヤ有ト云

ヘドモ承引せス、頬母腹ヲ立テ脇指サヤトモニヌキテ彼女ノ首筋ヲタヽキタレハ、討タヲサレタルニタタケルタタキ、彼ウチタル所ヨリ血タレタリ、人々中へ入テ乱心同事ノ女ナレハ、左様ニスペキ事ニ非スト云テ女ノ部屋ニ入レハ、女ハ臥タリ、シハラク有テ女ニ付居タリシ者ノ云様、先程首筋ノ疵モ愈、女モ常ノ心ニ成タルト云、疵ノ無ヲ不審シテ人々行テ見ニ、疵少モ無、其後彼女ヨリ先ニ仕タリシ下女、罪ヲサケンノ為ニ野一色カ宅ニ到テ、先日ノ靈ハ某也ト云リ、彼女ノ首筋ノマハリニ此方ノ下女ヲウチタル疵付テ有、彼女云様、嫉妬ノ心ヨリ事發リテ、女ニ免角可有事トハ思ワズ、然レドモ念ハ止スシテ日夜ヲ送ニ、暮時ニ到レハ甚ネムク成テ、其後ノ事ヲ覺ス、其比誰トハ不知彼女ノ方へ行ベシヘト誘者有、其内ニ前後不覺毎日如是ト語ル、又此女ノ臥タル比ヲ見シ者ノ云シハ、毎晚正躰モ無ネ入タリシニ、有時キャット云テ目ヲ醒シテカケ出ル、其時首ノマワリニ疵有テ血流ト、此月日時刻頬母カ方ニテ討タル刻限ニ少モカワラスト云リ、彼女其比何某カ方ニ仕、居シト云、此首ニ疵有シ女ハ、後天野織部ニ仕、又高草郡吉岡村ニモ住シタリ、一生首ノ疵有、云リ、宝永年中ニ河合ノ物語ニテ、于今彼女未存生ナルヘシ、見ルベシト云リ、又野一色、此時ハ勘兵衛ト号ス。

(第九段) 佐藤何某、ヨコヲ牽事

佐藤、後ニ残休ト号、河合弥三兵衛云、佐藤夜獵ニ出、或山ニ到ル亭主急用有テ近村ニ行リ、山中ノ小家ニ佐藤一人居タリシニ、奥ノ方ヨリ若キ女ノ髪ヲサハキタルカ出テ、ケシカラズ笑フ、佐藤不思議ニ思居タリシニ、小女児ヲ取テ投出ス、佐藤取テ見レハ人也、佐藤モ者騒ヌ者故、暫クタメラウ内ニ、亭主飯レリ、シカヘト咄ケレハ、亭主曰、某モ此事ヲ申テ可出ニ心付サリシ、此女ハ某カ娘ニテ産後乱心せり、此小児ハ孫也ト云リ、佐藤カ切ラサリシヲ人々ホメタリ。

誰トカ云ル人、夜獵ニ出ルニ、下人物ナレシ者ニテ今宵星ノ色悪シ今夕ハ止リ玉エト云トモ、不入功者タテ也トテ出行、古海ノ森原エ到ルニ、犬ノ進サルヲ見テ、此人モ飯ル心ニナリシニ、木上ニコヘ有リテ、ヨキ分別ナリト云シト也久野兵庫任異ニ連、段末ニ有リ、此一件可見合。

又或人夜獵ニ出テ犬進マス急ニ犬ヲ追タテシニ毛ノハエタル手ヲ出シ犬ヲ引込皮ヲハキテ投出ス此人モ其夜ノ獵ヲ止テ飯シト也

或者翁曰、犬ノ皮ヲハキタル事必有ル事也、熊ノナス事ナリト云傳フトナリ。

(第十段) 河合弥三兵衛、猫マタヲ切事

河合若カリシ時、高草郡横枕村ニ到テ、ヨコヲ牽大犬二疋ヲ連タリシニ、一疋ノ犬ノ声シキリ也、秀正急ニ今一疋ノ犬ヲカケタリシニ、初ノ犬ヲ口ニクワヘ、後ノ犬ヲ兩足ニテヲサヘタル獸有、秀正兼テ備前勝光ノ刀ヲ抜テ彼獸ノ首ヲ切、首ハ傍ノ木ニ喰付、胴ハ谷エ落タリ、初二喰シ犬ハ死シ、後ノ犬ハ飯テ後久シク煩、彼獸ハ古猫ナリト秀正直説ヲ書々。

一説ニ、八上郡最勝寺山ニテノ事也ト、所ノ者モ近比化物有テ夜ハ人不入ト也、猫ノ長ケ人ノタケヨリモ長カリシト也、毛ハ灰毛也シト也秀正佐藤氏ニ語説ナリ。

或説曰、河合猫又ヲ切シハ忠國之刀ナリト云、長貳尺二寸、池田日向之成ノ此刀写シ有ルト云、

殊ノ外ソリ有ト云、宮脇左平太長賢咄也。

(第十一段) 死人ノモノ言事

佐治平右衛門カ知タル人ノ死タル所ニ行テ側ニ居タリシニ、彼死人ノ曰、三年三月ト申スニ御産ノヒボヲトキ玉フト云リ、サテハ蘿生シタルハト云シニ、其通ニテツイニ死シタリ 佐治平右衛門直説ヲ以記ス。

(第十二段) 皿ヲ数エル化物之事

國ニ語傳テ云、某カ屋敷ノ中ニテノ事也、是ハ古ヘ皿ヲ一つ破テ殺害セラレタリシ人ノ墓ニテ、毎夜一つ二つトカソユル音、九ツト云ニ到テワツトナキテ止、其比或僧此所ニ到テ、九ツト云時十ト云出シテ、其後二度カソヘスト云リ。

(第十三段) 新藏ノ狐人ヲ呼事

元喜ト云ヘル醫者、野勢伊兵衛カ宅ニ到、夜ニ入カヘル時、懷中藥箱ヲ忘タリ、能勢カ下女門マテ出テ元喜ヲ呼返シテ藥箱ヲ渡ス、此時下女ノ呼タルヲ聞習テヤ有ケン、新藏ヲ行スグル比、跡ヨリ元喜様へト呼立、坂テ見レドモ人モナシ、又行ニ又ヨブ、此時フト心付タリシニ、呼声摒々上ヨリ聞ユ、サテハ狐杯ニテモ有ンカト心付テ行ニ、江崎惣門出迄左右ヲ呼テ行ク、是ヨリ興禪寺ノ方エマワリテ甚道ヲ急タレハ、彼呼者甚急ニ追掛テ呼、元喜彼声ヲヤリスコシテ又江崎ノ方ヘ立モトリタレハ、二度呼ス、其ヨリ豊町ノ己カ家ニ坂ル、習日病用ニテ栗谷鷹師ヤ敷エ行タリシニ、亭主曰、昨夜元喜此辺ニ居レシヤ、元喜へト呼テ栗谷ノ奥マテ通タリシ云シト也。

(第十四段) 狐化ル事

法美郡谷村 三輪ノ寺エ九太夫ト云大工ヲ呼、九太夫鳥取ヨリ彼地ニ到ルニ、道ニ狐臥タリ、彼腹ヲシタヽカニフミタリ、其時九太夫未_シ寺到ヌウチニ、彼寺ノ住僧寺ノ前ヲ見レハ狐一疋堀エ入テモラカフリタリ、住僧終ニ見タル事無レハ、何ニカ化ルソトト氣ヲツメ息ヲシツメテ見居タレハ、彼九太夫ニ化テ山ノ麓エ下ル、寺中ノ人々是ヲ見、今日九太夫ヲ招ヲ以化タルナルベシ、入來ラハ松葉ニテフスベヨト云内ニ、實ノ九太夫ハ夢ニモ不知、寺ニ到ト否ヤ兔角ナシニ執ヘテ松葉ニテフスベ焼鍬ヲ當テ正躰ヲ顯セヘトセムル、九太夫迷惑スレトモ大勢集リテ兔角不許、様々後何レモ狐ノ仕業ト知リテ、九太夫ヲ許タリ 右二段ハ古田五郎右衛門直説ナリ。

右一件ニ少モカワラス、鹿野譲傳寺エ久兵衛ト云大工行テ如此ト、井上甚右衛門ヨリ鉄炮ヲ借テ持參シ、道ニテ狐ヲトスト云ル説アリ 井上甚右衛門家ニ傳記。

(第十五段) 殺生之報ノ事

中井舍人前妻ハ、今ノ妻ノ姉ニテ名ヲ妙ト云ヘリ、此乳母タチヨル方ナクテ、常ニ中井カ宅ニ居テ年老タリ、此女ノ直説ニ云、彼カ夫鳥ヲ取事ヲ業トス、猶ニ出ル時宿ニ居テ夫ノエモノ之數ト又男鳥女鳥久カヲ、夫ノ坂ラサル先ニ知レリ、其故ハ、側ニ臥男女兩人ノ子、男鳥ノワナニ入テ殺サル、時ハ男子ノ胸キイト鳴、女鳥ノ時ハ女子如此、或時荒尾但馬ヨリ鳥ヲアツラヘ使ノ人到ル、夫ハ未タ坂サルニ、女計居テ夫ノエモノヲ云アテタルニ、坂時少モカワラス、彼使モ人ニ語リタリ、故ニ世ニハ廣取沙汰有シト、彼夫モ子トモモ病死シ、寄方ナクテ如此ト己カ身ノ上ヲ語リタリ、黒田監物

直ニ彼女ニ聞タリ、中井カ妻ハ監物伯母ナリ。

(第十六段) 異産ノ事

頭雉ノ如ク、外ハ人ニテ生タル有リ、何某家臣出井嘉兵衛母若キ時直ニ見タリトテ直ニ語ル、是三ヶ月ノ比雉鳥ヲ見テ、心ニカヽリタルト、彼産婦ノ云シト也。

(第十七段) 野狐ノ衣服事

森甚五右衛門ト云ル人、森上谷エ獵ニ行トテ常ニ山ヲ夜中ニ行シニ、兼テ知タル醫師ノ声シテ呼タリ、見レハ常ニタル衣服ニテ出來レルニ、頭ハ未タ狐也、彼人ヲカシク思ナカラ同道シテ行、在家ニ入テ亭主ニモ目クハセシテ不笑様ニ教ヘタリシニ、亭主コラエナガラ吹出シタリ、是ニ狐心付キタリケン、側ニ到水鏡ヲ見テ急ニ逃ル、ノカスマシトテ羽織ヲ取タレハ、引チキリテ狐ハ逃タリ、彼羽織切レ今ニ芦川九兵衛持ツタヘテ諸人ニ見スル、青キ苔^{タマ}薄ニ似タルト云ヘリ 芦川小甚五右衛門弟也。前ニ狐ヲ殺シテアドストナリ。佐藤長通説。

(第十八段) 小河理兵衛、クサメノ化物ニ逢事

小河ハ佛者ニテ、常ニ怪談多シ、アル時夜中ニ鳥府侍ヤシキノ辺ヨリ、クサメシテ大キナルヲ、小河カ頭ノ上一間計ニテクサメヘト云、己カ宅ヘ飯ルマテ如此ト、元禄ノ末宝永ノ初比取沙汰ナリ。或徒士ノ妻、江崎豎町ニテ産ヲス、側ニ人モ居ラス、一人居タリシニ、側ノ障子ヲ開テ法師一人入來テ、小兒ヲヨクヘ見ル、産婦少モ驚カス見居タレハ、法師曰此子ハ能キ所有、年長テ物頭ニ可成ト云テ障子ノ外エ出、此時産婦上氣シテ次ニ居タル人到レハ、シカヘト語ル、其後何ソノ沙汰モナカリシニ、此子物頭ニ成タルト云リ 野間夫左衛門正賢説。

一説ニ、福住主膳カ出生ノ時ト云リ。

(第十九段) 正木大膳、化生ヲ切事

正木大膳ハ^(マサ)ノ士ニテ^{智頭海道ノ傳承云}、世名ヲ知レタル大膳カ、或時一人閑座シテ四方山ノ思_ニ事ヲツヽクル、折節大山伏一人來リテ、正木エ刀ヲ送ル、其様刀ノ鞘ヲ正木カ方エナシタリ、正木叱テ曰、侍エ刀ヲ送ルニ鞘ノ方ヲ出ス法ヤ有ト、其時山伏又柄ヲ出ス、正木取テ抜討ニ切殺せり、彼山伏ハ古狸ナリト云リ、此刀ハ神戸カ家ノ刀ナリシト也。

(第二十段) 絹川有之助先祖大蛇事

絹川某カ妻、夫ニ産所ヲ見セス、夫アヤシミテノソキ見タレハ、大蛇小兒ノ頭ヲナムル、其時妻夫ニ云様、ハツカシキ事ヲ見顕サレシ、見玉ハズハ此兒カ身ノ内不殘鐵ニヒトシク可成ト思シニ、最早不叶ト云テ、何地トモ無去、此子成仁シテ所々ノ戰場ニ兜ヲ着セス、頭ニテ針ヲ大木ニ打込ト云リ、蛇ノナメタル所斗^ハ鉄ニ同シカリシト也 私曰、此子ハ相川圓喜也。

(第二十一段) 赤豆銳之化物事

上町ノ下ノ町ニ、去ル比アツキトギト云ヘル化物出ルト取沙汰ナリ。

後ニ尋ニ、土橋ノ下ノ塵ニ水ノカヽリタル音也シト云、又狐カ田ニシヲ喰音也ト。

(第二十二段) 立見峠化物之事

高草郡立見峠ノ往來ノ人ノ頭ヲ撫ルト云リ。

後ニ尋ルニ、^薄ノ穂ノ露ニフシテ往來ノ人ノ頭ニアタルニテ有シ也。

(第二十三段) 祓ノ降ト云事

宝永年中諸國大勢伊勢參宮人有シ事アリ、其コロ鳥取辺諸々ニ祓ノ降タルト云事有タリ。

後ニ當国山伏ドモ之仕ワサト聞タリ。

(第二十四段) 大窪番右衛宅ヘツブテヲ打事

享保年中、大窪カ宅エ毎夜四丁目筋ノ方ヨリ、ツフテヲ打ト取沙汰有。

(第二十五段) 津田將監家之怪異之事

去ル年中、津田將監親子何人病死時、色々怪有、某カ死セル前ニ屋敷ノ中ニ萬年山天徳寺ノ水手向桶來リテ、誰カ取來ト云事知レス、又誰トカ參宮ノ時、乗物、棒ヲレタリ、某カ元朝着用ノ肩衣半ヲ切テ、ネズミニ喰取レタリ。

(第二十六段) 太田信濃家内室死去之時、色々怪有事

太田カ屋敷ノ地ニ付テ怪有ト云リ、内室死去ノ時ニ度々ニ怪有、何レノ代ノ内室カ死去ノ時、日香寺内寺ノ林乘院側ニ居レリ、或侍ノ室家一人ト仕女一人番ヲ勤テ死骸ヲ守ル、時ニ上ニカケタル夜着ムクヘト高ク成、兩人ノ婦人ハ太田代々ノ内室死去ノ怪異ヲ知リ、サマテ動ズ、林乘院ハ題目唱タリシガ見付テ甚動逃去ントス、婦人引トムル故、汗ヲ流テ勤居タルニ、此度ハムクヘト甚高ク上リタレハ、彼法師アツト云テ振ヒワナキ、次ノ間エニケ出タルトナリ。

一説ニ、腫氣ヲ病テ死タルニハ、上ニ着タル衣ノ上下スル事有ル者ナリト云リ。

私考ニ、常ニ胸虫ヲ病シ人ノ、外ノ疾ニテ死タルニ、死後息ヲスルヲ以蘿生カト疑タリシニ、虫一疋口ヨリハイ出テ、其後息之間ヘサリシヲ見シ事有、又或者ノ云シハ、猫死人ノ側ニ到レハ必ラス怪事ヲ見ト云ヘリ。

又太田何某室家常ニ好ミシ小袖、屋ノ棟ニカヽリ居リト、又太田某カ室家死後常ニ好シ小袖ヲ衣桁ニカケタリシニ、袖口ヨリ両手サシ出タリ、何トカ云和尚ノシメシテ止ムト云リ。

(第二十七段) 狐火ノ事

南部新五右衛門^姓大杭村ニ在リシ時、夜明ナハ彼コニ猶シニ趣ントテ夜半ノ比ヨリ大杭ノ上ノ繩手ヲ行ニ、俄ニ小雨フリ來ル故、雨具用意ノ爲ニ跡エ坂時、上ノ方ヨリ狐火見エタリ、下入ヲ先エカヘシテ南部ハ狐火ヲヨク見ントソロヘ坂レハ、狐モソロリヘト跡ヨリ來ル、急ケハ狐モ急故、南部計テ急ニ歩メハ狐ハケシク來時、立トマリテフリカヘリ見レハ、狐余リテ側ノミソエ飛、此時タシカニ見、口ノ内ノ光ニテソ有ケル、息ノ出ニシタカツテ、クハツヘト光ルト也。南部新五右衛門説。

(第二十八段) 河毛十右衛門下女、狐ノ子ヲ産事

河毛カ下女、夫ナクテ子ヲ産リ狐ノ子ヲ産、狐夜々夢ニ來リテ嫁ト也。

(第二十九段) 狐之人付ト云事

儒者某ハ、乱心又ハ熱氣ノワサト云リ、左計モ難究、荒尾各平カ下女一文不通ニシテ、狐ノツキタ

ル内ハ古事ヲ談包タル中ニ、玄翁和尚ノケサノ切有ヲ知テソレ、狐退テヨリ昔ノ如ク玄翁和尚ノ名サヘモ不知、又何トカ云ヘル者ノ子ハ、山伏ニ經ヲ教テ諸ノ山伏力ニカナワサリシ、幣ナトノ切様造ヲコトヘク教、某カ下人ハ田渕カ下賤ヨリヘアカリタル事ヲ述テ、大小ノ銘マテモ云テ恥ヲ与エ、享保年中予江戸在府時、御臺所下人因州ノ大火ヲ知リテ語タル事ヲ聞リ、此類不可勝計、奥ニモ多ク書記ス。

(第三十段) 鈴木佐治右衛門、怪異ニ逢事

鈴木佐治右衛門 鑿碧齋文集 若カリシ時、犬ヲ連テ山エ入ントテ、御本陣ヨリ登テ正福寺ノ山上ヲ狩、暗夜ノ事ナルニ正福寺ノ山上ナリト思テツクヘト側ヲ見レハ、宮内惣門外之侍町也、不思議ニ思テ其夜ハ坂宅ス、犬失イタリシニ、翌日犬ハ坂リタリ、然ニ犬ノ歯コトヘク打カキテ有シト也。

(第三十一段) 厚恩院、牛鬼ヲ見事

厚恩院ハ 桂巖院瑞光院兩公之庶母也長局ニ居住時、夜更テ山上ヨリ風一通り吹落タリ、マトヲ開テ見ルニ鬼形ノ真黒成者御城ノ堀ヲマタカリ越タルト也。

私曰、世人牛鬼ニ逢物語甚多シ、皆黒鬼形号、或人ノ鉄炮ニテ打タレハ消失タリト云説モ多シ。

又當國山家ノ村抔ニテ、牛鬼ニ逢タルナト、云ニ、牛鬼ト云虫有、夏ノ比田道或ハ長キ繩手抔ニテ螢ノ如ク光ル虫幾千万トモナク飛散、人ニ取付時、打拂テモ中々不去、數ノ多ハ二三十間計ノ内モ如此シテ、目ハ虫ノ光ニウハウレテ行道ヲ不知、鼻口ニ入甚及難儀ニ、少ハ二三間計ノ間ニ有テ、ヤウヤク討拂テ行ハノカレヤスシ、此虫ニアイシヲ牛鬼ニアイタルト云。

(第三十二段) 安威久太夫、異人捕事 久太夫ハ陳跡平馬方遠祖也

當國志加奴ノ奥鷺峯ノ辺ニテ、安威久太夫 井伊シテ 山エ入テ異人ヲ捕來リ、志加奴村ノ辺マテ色々人ニ尋レトモ、知タル者ナシ、或村老翁ガ云様、其身何代以前誰トカ云ル者ノ妻、産後乱心シテ山エ入、今ニ不知事四拾餘年也ト云、累ニ百年前、私ニ百年余ヲ以理ニ叶 右ノ異人改ニ女形也、則彼カ宅ニヲキテ食物等ヲ与レトモ不喰、己後又山ニ送リ捨ルト云 河合説ヲ傳、佐藤金右衛門説。 又異ニ、御國替ノ比ニテ鹿野辺ニ住宅、夜中山ニ入獵ス、異人犬ヲ追テ岩穴へ入、久太夫若黨入テ引出セリト也、爪長ク若黨ヲ面手足ヲカキヤフリタルト也、 異ニ、髪長ク膝ニスキタリ、猿ノ如ト云、異ニ（後欠カ）

(第三十三段) 飯塚三郎兵衛、幽靈ニ逢事

飯塚三郎兵衛ト云人有、湯所ニ屋敷ヲ給ワリ住ケリ、未年若ク獨住ニテ居ケルカ、心地アシク勞瘵ノ様ニ煩ケル、三月ノ比東照宮エ櫻花ヲ見ニ行ケリ、林間ニ徘徊シケル時、杉林ノ邊ニテ女乗物一丁ヲロシ、女ノ供三四人付居タリケル、日モ暮ニ及、イカナル人ソト怪ク思見居タル内ニ、乗物ノ戸ヲアケ云ニ、ヤサシキ女房ノ二八スギタルカ、三郎兵衛方ヨ一目見テ、ニツコト打笑ヌ、三郎兵衛女房ヨ一目見テ、世ニカヽル美人モ有者カナ、イカニモシテ其親里ヲ尋聞タク思ケレドモ、云タヨルベキ方モ無、ムナシク返リケリ、三郎兵衛此女房ノ事露忘ヌル間モ無戀コカレ、病氣モイヤマシニ重シカハ、久敷召使タル若黨主人ニ云様、日比御心地悪ク渡ラセ玉フガ、此日比ノ御氣色ハイトイカシク覺候、イカナル御故モヤト尋ケレハ、三郎兵衛右ノ次第ヲ有ノマヽ述タリ、若黨答テ

其節某モ御供申、女房ヲモ見マイラセテ候、何トソ彼家ニ召使ハレタル腰元ノ女房ニ便リ見可申トテ、マタノ日ヤカテ召連テ來リヌ、飯塚悦テ其女房ニコマヘト頼レハ、御文杯遣ハサレハ我取次申サント云、飯塚悦ヤカテ文出テ与フ、其後度々タカイニ文ヲ取カワシケレトモ、相見ルベキ便ナキヲナケキケルニ、秋モスキ冬ニ到テ彼ノ使ノ女來リテ云様ハ、彼女房明日日香寺エ仏詣ナサレ候間、アレニテ御目ニカヽリ候半トノ御使ニマイリタリト申、飯塚悦ビアクルヲ待カネ時ヲアヤマタス日香寺ニ到、僧ニ頼ミ書院ヲ借り休息ノ躰ニテ待居タリ、程ナク女乗物一丁カキ來ル、ヤカテ堂ノ前ヨリ下り來ヲ見レハ、彼女房也、使ノ女モ付來レリ、飯塚スワヤト見ル所ニ、仏杯拝テ、スクニ書院ニ通リヌ、春ノ比見シヨリハ弥美ク、イフニヤサシキ事云斗ナシ、飯塚夢ノ心地ニテ、書院ニ請シ一間ナル所ニ屏風引タテ、日比ノ物思語、シハラク枕ヲ並ベマトロミヌ、カクテ人ニ怪シマレンモハヽカリ有トテ、泣々ワカレ、マタノアフ日ヲ期シヌ、其時女房ノ云様、タカイニカタミヲ取カワシ候半トテ、懷ヨリ小キ書ニ歌杯書タルト、琴ノ爪ヲツ飯塚ニ与、飯塚モ鼻紙袋ヨリ香合ヲ取出、女房ニ送リケリ、飯塚家ニ返リテ、翌日人ヲツカハシ、使ノ女房ヲ招キ、昨日不思議ノ縁ニテ日比ノ思ヲ届侍ル、其方ノ取ナシ也トテ、一禮杯コマヘト云々リ、其時彼使ノ女興ヲサマシ、是ハ何事ニテ候ソ、サラニ心ニ覺ナキ者也ト申、飯塚具ニ語時、使ノ女サメヘト泣テ云様、彼御方ハ御病氣ヲモラせ玉ヒ、夏ノ始ムシク成せ玉フト云、飯塚不審ハレス、カタミニ請取タル小草詞琴爪ヲ取出シ見せケレハ、是ハ疑モナキ彼御方ノ持せ玉ヒシ者ニテ候、年比モテアソビ玉フニヨリ、位牌ノ下ニ引出シヲ作此草紙ト琴爪ヲ入ヲカレ候、サテハウタカイモナキ御事ニテ、侍トモ日香寺エ御越被成様子ヲ御覽ナサレ候ヘト申、飯塚ト打ツレ日香寺エ行、其位牌ヲ尋見タリケレハ、位牌ノ下ニ小キ引出シ有テ琴爪ニツ残リタリ、カタミニ取タル爪ト合見ルニ、タカフ事ナシ、入置タル小草紙ハナカリケリ、其女房ニ逢タリシ日ハ、彼女房ノ忌日ニテ有シトカヤ、其ノチ飯塚モ日々病氣ヲモリ、終ニ失ケリ。

(第三十四段) 国都ト云座頭、山ノ神=逢事

池田備中守殿鳥取ヲ領シ玉フ時、八上郡池田ト云所ニ国一ト云フ座頭アリ、カクレナキ者ニテ備中守殿ニモ召出サレタリケル、此国一上方ヘ行トテ、若櫻越ニカヽリ豹ノ山ニテ程ナク日暮ケレハ、芝杯折シキ木陰ヲカタトリー一夜ヲ明サントス、国一天性フテキ者也ケレバ、夜更山静カニ也、景氣モ面白ヤ思ケン、琵琶ヲ取出シハラヘトカキナラシ、平家一句申タリケレハ、向ノ山ヨリ誰共不レ知大キ成声ニテアナ面白承事カナト、シキリニホムル声シケリ、国都カヽル山中二人有ベキニ非ス、イブカシキ事カナト思ナカラ、弥心ヲスマシ語終レハ、又向ノ方ヨリ今一句所望也、願ハ高野ノ巻ヲ聞ント云、国都安キ事也トテ、高野ノ巻ヲ語ケレハ、今夜ノモウケ何カナト思ヘトモ外ニモテナス可_レ者無、せメテ是ヲトテ国都カ膝ノ上ニ小豆餅ヲ十斗投ケタリ、国一是ヲ喰ニ、アタヽカニテ今ツキタル様也、サテ是ニ馬アリ乗玉ヘ、播磨地マテ送ラント云、国一不思議ナカラ早ヤ馬ヲ引來リタリト見エテ鈴ノ音鳴來ル、国都禮ヲ云ナカラ其馬ニ乗タリケレハ、誰トハ不知馬ノ口ヲ取テ行ケリ、程ナク播磨ノ戸倉エ出ヌ、人家近ク成ケン、人ノ声ニテ、アレヘ座頭ノ狼ニ乗

テ狐ニ口ヲトラセタリト云、其時口取タル者モ馬モ、国都ヲハネヲトシテ何方トモ不知ニケタリ、
扱村民ニカクト語ケレバ、山ノ神ノ所爲可_ニナル、昨夜山神ヲ祭赤豆餅ヲ備タリ、一ツモ残ラスナ
クナリヌ、無クナリヌ、不思議ニ思ヒケルニ、扱ハ其方ニフルマワレケルナラント云シト也。

(第三十五段) 西野午之進_{アキ}甥、天狗_{アメコ}成事

西野午之進ハ讚州ノ産ナリ、讚州住居ノ比、甥三四歳斗ナルヲ日暮方ニ乳母抱テ門外ニ居、何カタ
ヨリトモナク山伏一人來リ、此子ヲホメテイタキ取ヌ、乳母何心ナク渡ケレハ、山伏抱テ何クトモ
無逃失ヌ、十五六年スキテ山伏三四人來テ、午之進ニ對面シテ云様、此若キ者ハ貴方ノ甥也、能見
玉ヘト、一兩日モ逗留シテ又出行キヌ 火ノキ、午之進其後因弔ニ來テ奉公ス、有時湯所村ノ百姓
摩尼山エ薪ヲコリニ行タリシニ、山上ニテ七八人ノ山伏ニ出逢ヌ、イツレモ摩尼ノ奥ノ院立岩ノア
タリニ休居タリ、一人ノ山伏云様、當國ニ西野午之進ト云人有ヘシ、于今無事ナリヤト云、百姓無
事也ト答フ、山伏云、今ニ武運長久ノ祈念ヲコタル事ナシト午之進エ傳ヘクレヨ、我ハ午之進甥ナ
ル故カク云ゾト云、右ノ百姓午之進ニ語レハ、午之進云、某甥正シク天狗ニ成タリ、此國ヘモ來ケ
ルヨト云ケルト也。

(第三十六段) 神戸縫殿家怪異之事

櫻ノ馬場角ヤシキニ怪多シ、宅内小社ノ咎トモ云、玄関ノ前ノ井ノ祟共云、縫殿妻ノ病中ニ、縫殿
書院ノ庭エ出居タリ、其甥儀兵衛ヲ呼見せケルニ、屋ノ上ニテ山石、川石、二ツ手ヲタヽク様ニ打合
ケル、次第々ニ高ク上リ、後ハ屋ノ上二三間モ高ク上リ、中ニテ左右分レ打合ケルカ、川石タチマ
チ下エ落テ庭ノ水落ニスワリケリ、其上ニ山石落カヽリ、上ノ山石ニツニワレテトビケリ、其翌日
縫殿カ妻死タリ、又或人夜更テ櫻ノ馬場ヲ通リケルニ、葬禮向ヨリ來ル、サテ縫殿カ門内ニ入タリ、
又座敷ニ枕返シスル所アリ、下人ヲ細引ニテクヽリツケ臥シメケルニ、翌日疊共ニ枕返ヲシタリ。

枕返ノ事ハ中村三折直ニ聞リ、三折臥テ耳ニ崩ノ子入ト夢ミ、枕少上テ臥タリシニ、ハヤアト先ニ
臥居タルト也。縫殿少モ心ニカケス、繁昌シテ數十年居住ス。

(第三十七段) 西村氏、山テヽト云者ヲ見ル事

西村何某ト云鷹匠、智頭郡ノ奥山エ鷹山ニ行シニ、奥山ニ小キ小屋ヲカケテ只獨居リ 鷹ノ木アモシカ、
火焼テアタリシニ、長六尺斗ノ老人歩行來、火ニヨリテ己カ鼻ノ先ヲアブル、頭赤ク髪チヽミ、カ
ホ形人ニモ非ス、猿ニモ似ス、身ニハ毛生テハタカ也、手足ハ人ノ如シ、西村カ曰、其方何方ニ居
ソト、彼老人ト角答ズ、シバシ有テ坂ル、夜暗故坂方モ不知、其後又來テ小屋ヲノソク、西村氏又
來リケルカ、今日ハ火ハ無ソト云ヘハ、其マヽ坂リケルト也、其後近村ノ人ニ語レハ、山テヽト云
者也、人ニサヽワリナス者ニハ非、但是ニアタレハ山ガアレ申ストナン云ケルト也。

(第三十八段) 八上郡狐ヲヒネル百姓事

八上郡或村ニ源兵衛ト云者、誰ニカ傳エケン、人ニ狐ノ付タルヲ按摩シテ落ス事ヲ得タリ、或時狐
付ノ頭ヨリ兩手せナ腹ヲ撫サリケルガ、左ノ股ニヒネリタシ、其レヨリ足エヒネリ下ケル時、手マ
リ程ニフクレテ動アリキ、足ノ大指追ヒネリ付、追出シケリ。

此一件、右ノヒネリ、時フクレ出タルヲ、其座ニ居テ見シ人ノ直説。

(第三十九段) 人死テ物狂事

岩井郡或村ノ者、死シテ一間ナル所ニ屏風杯引テ香花ヲ備エキタリシニ、死人ツヽ立上リ、目ヲ怒ラシ口バシリ、食事ヲ好、酒ヲ飲、一兩日過ケレハ、夏ノ事ニテハ有、事ノ外クサリ、目口ヨリ汁杯出、クサキ事言斗ナシ、神子山伏ヲ招テ祈ラセケレトモ、少モ止ス、一門共モ家ヲ明テ外ニ出、戸ヲ外ヨリ閉テ折フシ行見レバ、右ノ如シ、マタノ日人々ウカヽヒ見レハ、タホレ伏テ動カス、人々打ヨリテ葬ケルト也。

(第四十段) 法美郡鮭大明神之事

百谷辺ノ百姓、雉子ワナヲ掛テ置タリシニ、行テ見レハ、カラ鮭ノ頭カヽリ居タリ、不思議トテ取坂リ、打寄料理シテ喰シニ、其人々俄ニ狂出、神子ナトヲ呼祈ラセケレハ、神天下玉ヒ、未世ノ衆生ヲ佐ン為ニ如此ナリシニ、煮テ喰シ事咎云斗ナシ、家々取殺ントノ託宣也、故ニ社ヲ作、鮭大明神ト祝テ今ニ有。

右ノ一説、後ニキケハ乾鮭賣鳥取ヨリ岩井エ行トテ百谷越ケルニ、雉子ノ水クヽリノワナニ雉子一羽カヽリ居タリ、アタリ二人モナケレハ、雉子ヲ取テ荷物ニ入、持タル鮭ノ頭ヲワナニヲシ入ヲキタルニテ有シト也。

(第四十一段) 三品七郎左衛門家之怪事

湯所下ノ町ニ屋敷ヲカエタリ、未タ妻子ヲハ引越サス、七郎左衛門一人行テ一夜トマリシニ、夜更テ大石ヲ轉ハス音ス、又障子明タテシキリニシテ、或ハ枕許ニ大ナル水桶ニ水ヲウツス様ナル音シテ、ネモヤラレス、夜ヲ明タリ、夜明テ後長屋ノ中ニ今マテ住タル人ヲ呼テ尋ルニ、前主ノ時モ曾テ承不及、但屋敷ノ後ニ木茂リテ、此中ニ小社有、此祟カト答フ、是ハ物咎シ絡フ神也ト申傳ト云、七郎左衛門其社前ニ到テ、家僕ニ斧鎌ヲ持せ、屋主ニ對シ狼藉ナル事甚キツクワイ也トテ、竹木ヲ切取、社ヲ庭上ニ引出シ、自ラ踏タタキ、跡ニハ糞水ヲソヽカセタリ、其後何事モナカリシト也。

(第四十二段) 女之心蛇ニ成事

法美郡瀧山村ノ百姓、圍ロリニテ鰻ヲ焼タリシニ、側ヨリ蛇ハヒ出テ喰ントス、亭主火箸ヲ焼テ重テ出ル所ヲ頭ニ火箸ヲ當ルト、庭ニテ女ノ米ツキ居タルカ、アツト云テ絶入ヌ、正氣付テ尋レハ、右ノ鰻ノ香鼻ニ入テ喰タク思入テ有シ、定テ某ノ念心ノ蛇トナリテ到シナラント答タリ。

(第四十三段) 燕、継子ヲ殺事

菅左内ト云人、引田村ニ引籠リ居リシ時、毎年燕メ來テ巣ヲカクル、或年燕雌雄來テ子ヲ産ス、其後一羽人ニトラレテヤ有ケン、一羽カヘリテ二三日モ子ヲ養、其後又二羽來レリ、左内思様鳥類モノ如、後妻ヲ求シナラント思居タリシニ、翌日燕來テ子ニ餌ヲ与フト、巣ノ中ノ子鳴コエシキリニシテ巣ノ口ヨリ落テ残ラス死タリ、コトヘク血ヲ吐タリ、左内是ヲ見、憎事哉ト網ヲ張テ其燕ヲ取テ殺タル也。

(第四十四段) 異種ヲ産スル事

正徳年中或武士ノ婦人、十七八月ニシテ子ヲ産セス、廿ヶ月斗ニシテ熊ノ皮ノ巾着ノ如キ者ヲ産、顔形猿ノ如、手足モ有、ハイアリキ、鳴声猿ノ如シ、シバラク有テ二三尺程モ飛上リ、人ニモ喰可レ付モヤウナリケレハ、一族相談シテ打殺タリト也。

(第四十五段) 中坂慶増坊ト云狐、悪狐之罪ヲ正事

清源寺君御代正徳年中、御居間庭籠ノ鷹ヲ狐喰殺タリ、其以前年々狐來テ御殿ノ下ニ子ヲ産セリ、其時節ハ赤飯杯喰せ候様ニ仰付^(フ)、御縁ノ下ヲフサガズ置セ玉ヘリ、然ニ鷹ヲ取シヨリ甚^タ御機嫌損シテ、御縁ノ下ヲ可^レ閉ト仰出サル、其夜御城山ニテ狐甚サハキ、翌早天ニ狐一疋喰殺、御式臺ノ辺^ニ置タリ。

(第四十六段) 山伏、狼之人^ニ成タルヲ見事

當國ノ山伏、用事有テ夜中ニ但州^ニ行トテ道ニテ狼ニ逢、其多ク集テ通リカタキニ依テ、木ノ上ニ上^ル居タリシニ、狼集テ木ノ根ニテ重ル^巻、今少山伏ノ居所ニト^ハカス、其中ノ大狼云様、金ノ尾ノ五郎太夫バ^ハ呼來レト、暫ク有テ又大狼一疋來、既ニ山伏ヲ引落サントス、山伏叶ハヌト見テ脇指ヲ抜テハタト切レハ、ハラ^ヘト崩テ逃去レリ、翌日金ノ尾ニ到テ五郎太夫宅ノ辺ニテ觀進ヲスレハ、其家ノバ^ハ夜前外ニ出テ疵ヲ被リタリト、其後因府^ニ販テ此物語ヲナセシトゾ。

(第四十七段) 荒尾但馬家臣築瀬善左衛門、狐^ノ怪^ノ逢事

忠雄公御代備前岡山ニテ、但馬家頼築瀬善左衛門殺生ニ出ル、道ニテ狐フシタルヲ鉄炮ニテ打取、日暮テ家ニ販リヌ、未^シモ不^レ付所ニ、但馬家臣松崎弥左衛門村川与市右衛門來リ^巻、今日御鷹場ニテ狐ヲ打タルト御城^ニ告來リ、但馬殿御立腹大方ナラス、速ニ切腹仕候ヘト云、善左衛門兔角云ベキ様無、行水ノ用意ス、時ニ女房曰兩使ノ連來リシ供^ヲ窓ヨリソキ見ニ、馬タテノ木ニ登リサルクマタテ挑燈持ニ尾見ユル、イカサマ狐ノ所爲也ト覺ト云、善左衛門心ツキ、憎キ振廻哉ト刀ヲ抜、座敷エ^ヲトリ出レハ、皆狐トナリテ逃タリ 此一件、善左衛門孫ノ善左衛門説^ヲ以記之。

(第四十八段) 野狐之怨ヲ成事

播磨御時代、何某カ家頼狐ヲヒヤカス、其夜ヨリ此下人行方ナク失タリ、程ヘテ書寫山ノ堂ノ中ニ居タリトテ連販レリ、四方戸ヲサシテ可入所無^キニ、供ノ拵ノ儘ニテ挑燈ヲ枕ニシテ臥居タリト也。

又或年、誰トカト云ル人、伯^ノノ御用ニテ行タリシニ、下人ノ曰、下山殿ニテモ焼鼠^ヲ引廻リタラハ、正躰有マシ杯ト惡口ス、行々此下人見エス、一夜大山ノ山中ヲアリキ、足ニ疵付テ正躰^{モ無キ}様子也シト也、又濱坂村ノ上砂山ヨリ濱^ニ出處ニテ、度々狐ニタブ^ラカサル、ト云リ、是者海ヲ目アテ、砂山ヲ見損シテ、加路ノ濱^ニ出ル故也、故ニ鳥取ヨリ岩井^ニ行者ノ道ニ迷事ナシ、岩井ヨリ販路ニハ度々此狐ノ沙汰有。

(第四十九段) 道之行レサル怪異之事

誰トカ云^ル人、夜猶ニ出時、行先ノ道壁杯行カ^ハリタル如クタテニ見エテ行レス、跡^ヲ販ラントスレハ又如此、四方共ニ此通りニテ一夜其所ニテ明シタリ、下人モ同シク其通りニテ一夜ヲ明ス、後

老人ニ語ケレハ、彼人モ若キ時夜中道ノタテニ成テ行レザリシ事有、折々有事之ト聞傳エシト云シト也。

(第五十段) 蜘山村ニテ佐治カ家鳴動スル事

佐治氏在宅白晝ニ屋ヲ地震ノ如ク動カス、家ノ外エ出レハ何ノ事モナシ、其後モ折々如此、佐治カ養ケル赤犬有テ、狐ヲ一疋取リテヨリ止タルト也佐治平右衛門直説ヲ以記。

(第五十一段) 田淵傳兵衛、野狐ノ附_ヲ取出_ス事

田淵傳兵衛ト云ル侍、アル時昼寝シテ居タリシカ、不圖目サメテ見レハ足ノ大指ノ方ヨリ足ノ内エ、クリヘノ様ナル者ヒタモノ登リテ、ヤウヤク膝ニ到ヲ、傳兵衛急ニトラヘテ下人ヲ招、上下ヲ強ク繩ニテクヽリ、脇指ヲ以彼丸ミノ上ヲ穿ニ、狐ヲ一疋突殺シタルト也、膝頭ノ辺ニテハ甚大キクフクレ上リテ見エタリト也、初田淵カ足ニハ疵モ不付ト也。

(第五十二段) 矢野兵庫ヨコヲ牽テ怪異_ニ逢事

矢野兵庫正歳、年若_ニ時ヨコヲ牽テ物數多ク取テ飯リ臥タリ、目醒テ見レハ星ノ見ユルニ心付テ、能々見レハ、或村ノ百姓ノ家ノ上ニ、犬牽モ犬モ其外ノ僕モ一処ニ臥居タリシト也、又或時高草郡徳尾村ノ森ニ犬ヲ入タリシニ、犬ヲ何トハ不知引込テ、引サキ木ノ枝ニカケタルト也。

(第五十三段) 池田大藏裏門豆腐之有事

元禄年中ノ事也、此比大藏心上ニ六ヶ敷事有シ也、予モ此豆腐ノ有シヲハ見タリ、溝ノ中ニ有シ也、予幼年ノ時ノ事故、委キ事ハ不_レ覺。

(第五十四段) 百物語之事

播磨姫路城御天守ニテ百物語被仰付、九十九ニ到ル時、窓ヨリ人ノ生首ヲ投入タリ、何物ノ所為トモ知レス、其首モ誰カ首トモ知レサリシト細川佐一左衛門家ニ傳ル説。

(第五十五段) 青木安兵衛、魔法ノ僧_ニ逢、不思議_ヲ見_ル事

青木若時ニ他邦ヨリ何トカ云ル僧來レリ、安兵衛ニ出合テ称敷事ヲ成テ見セント云テ、ニラミ_ツ法ヲ行テ、青木ニ脇指ヲ抜見ヨト云、青木心得タリト云テ抜ニ、如何様ニ到テモ不抜、其時僧ノ曰、某ト其方敵對ノ事ナシ、故ニ如此、若又某敵對心ヲ生レハ、此ノ術不叶ト云、又次ニ向屋敷ノ大木ノ松ヲ此方ノ庭エ呼テ見セントテ咒スルニ、忽ニ此松ユルキ出テ、見カウチニ庭前ニ來レリ、青木モ不思議イヤマシテ庭エヲリテ彼木ヲ撫テ見ルニ、疑モナキ松也、須臾シテ又始ノ處エカヘスペシトテ、又咒スルニ、松動テ始ノ地ニ坂ト也、又彼僧曰、野狐ヲ仕フ、今モ庭前ニ居スト云、青木カ眼ニハ不見ト也青木カ直説ヲ以、羽原丹下之説也。

註

- (1)『佐藤金太郎家譜』(「鳥取藩政資料」当館蔵)
- (2)『鳥取藩史 第一卷 世家・藩士列伝』(1969, p.269—270)
- (3)『野間左橋家譜』(「鳥取藩政資料」当館蔵)
- (4)『鳥府志』について(1974, 濱崎洋三, 『伝えたいこと』濱崎洋三著作集1998所収)
- (5)『鳥取県史 第5巻』(1982, p.236)